平成 16 年 1 月 15 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

> ゆうびんばんごう 郵 便 番 号 1 0 3 - 0 0 1 5

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう 東京都中央区日本橋箱崎町24-1

そ s と ば ん くび-び-かぶしきかいしゃ ソフトバンク B B 株 式 会 社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし 代表取締役社長 孫 正義

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案等に関し、別紙の通り意見を提出します。

# 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を 改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案等に対する意見

- 1. 電気通信事業法施行規則(案)及び電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(案)に対する意見
- (1) 登録を要しない電気通信事業の基準(電気通信事業法施行規則第3条)
  - 第三条 法第九条の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。
    - 一 端末系伝送路設備(端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をい う。以下同じ。)の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつ てはその区の区域)を超えないこと。
    - 二 中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。)の設置 の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。

電気通信事業の事業エリアは必ずしも行政区域とは一致しておらず、また事業開始・変更手続きとして「登録」と「届出」の区分をあまり小さなエリアをもって定めることは好ましくなく、次のとおりとすべきであると考えます。

- ① 事業開始・変更手続きを「届出」で可とする端末系伝送路設備の設置の区域は、「一の市町村の区域を超えない」場合に加えて、「隣接する市町村の区域を超えない」場合も含めるべきです。
- ② 事業開始・変更手続きを「届出」で可とする中継系伝送路設備の設置の区域は、「一の都道府県の区域を超えない」場合に加えて、「隣接する都道府県の区域を超えない」場合も含めるべきです。
- (2) 指定電気通信役務の範囲(電気通信事業法施行規則第18条)
  - 第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務及び主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつて総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの又はそのすべての区間(共同住宅等の区間を除く。)に光信号伝送用の端

末系伝送路設備を用いるもの(次の各号に掲げるものを除く。)とする。

- 一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。)
- 二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- 三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務
- 四 端末設備の提供に係る電気通信役務
- 五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- 六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼ す影響が特に少ない電気通信役務
- ① 指定電気通信役務以外となる指定電気通信役務の対象サービスとして考えられている「法人向けIP電話サービス」及び「フレッツADSL」は、利用者の利益を保護する観点から、指定電気通信役務とするべきであり、非対称デジタル加入者線サービスに係る端末伝送路設備を用いるものも指定電気通信役務の範囲に加えるべきです。
- ② 指定電気通信役務の範囲から除くものとして、条文の中で一~六項までを挙げているが、定義が不明確な項目が多く、法の趣旨から本来指定電気通信役務とされるべきサービスが、指定電気通信役務から外される恐れがあると考えます。また、上記一項において(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。)と除外規定がありますが、二~六項についても同じ除外規定を設けるべきです。
- (3) 提供条件の説明の対象となる電気通信役務及び説明方法等

(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の二及び電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン)

## (ア) 総論

お客様に対するサービス内容、提供条件の適正な説明の実施を強化し、お客様のサービスに関する誤解の最小化と顧客満足の促進をはかることについては、当社としても何ら異存のないところです。

但し、上記主旨を超えた時流に逆行する規制強化が実施されることは、業界全体の健全な発展を妨げ、ひいてはお客様の利益を損なうことになりかねず、大変危惧いたします。具体的な懸念事項については次項以降に個別に記載いたします。

### (イ) 各論

① 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第2項について

#### 第二十二条の二のニ

2 法第二十六条に規定する説明は、事項各号に掲げる事項(以下この項において「説明事項」という。)をわかりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。 第六号において同じ。)を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提 供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明する ことに了解したときは、これらの方法によることができる。

電気通信事業法施行規則(以下「規則」といいます)第22条の2の2第2項において、電気通信事業者はお客様との間でサービス提供に関する契約を締結するに先立ち、 同項各号に記載された事項をわかりやすく記載した書面を交付し説明を行うこととされています。

何をもって同項に定める「説明を行った」とみなすかの基準は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます) 19ページに記載されるものと理解しておりますが、第22条の2の2第2項の規定の概要及び用語の説明(ガイドライン25ページ~32ページ)にも、例えば「消費者が説明事項の記載された書面を受取り、平均的な消費者が理解することができると推定できる程度に理解しやすい内容及び方法で情報が伝達され、当該消費者が当該説明では提供を受けようとする電気通信役務の概要及び提供条件を理解できなかったと明確に意思表示を行うことなく契約を行った場合は、同項に定める説明が行われたものとみなす」など具体的な規定を追記すべきと考えます。店頭など対面販売の際に、チラシ等の書面を交付して適正に説明したとしても、お客様によっては当該書面を紛失・廃棄される場合や事後、「言った言わない」のトラブルになる可能性があります。その場合の危険まで一律に事業者側が負担することのないよう、ご配慮いただく必要がございます。

また、同項の但書にて書面の交付に代えて同項各号に定める方法による説明について お客様より了解が得られた場合は、当該方法により説明を行うことができる旨規定され ていますが、電気通信事業者等からお客様に電話勧誘を行う場合の了解の取得について、 より詳細にガイドラインに規定すべきと考えます。

具体的には、「説明に先立ち、口頭にて書面の交付と口頭による説明に代えて電話により説明を行う旨消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に了解する旨の回答があれば第22条の2の2第2項に定める了解が得られたものとみなす」旨の規定をガイドラインに追記すべきと考えます。

また、ダイレクトメール、チラシ等の説明事項の記載されている書面をご覧になった 上で電気通信事業者の申込窓口等へお申込の電話を行ったお客様は、書面の交付と口頭 による説明に代え電話による説明を了解したものと解釈すべきであり、あらためて電話 での説明に了解を取得することは不要と考えますところ、その旨の規定の追記も必要と 考えます。

② 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第2項第6号について

第二十二条の二のニ

2 六 電話により説明事項を告げる方法(説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。)

電話による説明後の書面送付義務は、電気通信事業者側からお客様に対して申込勧誘 の電話をかけた場合に限定し、お客様がダイレクトメールやチラシ等説明事項の記載さ れた書面を確認した上で電気通信事業者の申込受付窓口等にお電話された場合は、改め て書面送付の義務を負わない旨をガイドラインに明記すべきです。

当社では、当社のサービスに興味を持っていただいたお客様に当社側からお電話にてお申込の勧誘を行う場合(以下「アウトバウンド」といいます)のほか、チラシやダイレクトメールを確認したお客様からお電話をいただき、お申込の受付をする場合(以下「インバウンド」といいます)があり、代理店等への来店の手間が省けるなどお客様からも好評をいただいております。サービス内容について知識が十分でないお客様への勧誘を目的としたアウトバウンドとサービス内容を確認した上でのお客様の申込行為であるインバウンドは区別して考える必要があると考えます。アウトバウンドの場合と異なり、インバウンドの場合は、お客様は説明事項の記載された書面を確認しているわけであり、電話による口頭の説明がなされれば、電気通信事業者に課される説明事項の記載された書面の交付と口頭による説明が行なわれたことになり、消費者保護は十分に図られております。改めて書面を送付することは当社にとって不要な負担になるばかりか、お客様からのクレームの発生も予測されますので、ビジネスの実態を反映させた現実的なガイドラインとすべきです。

③ 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第3項第3号について

第二十二条の二のニ

3 三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他 の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

同号の規定を「電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先のいずれか、及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯」と修正すべきと考えます。説明を要すべき連絡先は、電話番号、電子メール・アドレス等その他の連絡先の全てである必要はないものと考えます。

④ 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第3項第4号について

第二十二条の二のニ

3 四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯(電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。)

同号には、電気通信事業者が契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを 処理することとしている場合は当該契約代理業者の連絡先の説明は不要と規定されてい ますが、どういった場合に電気通信事業者が契約代理業者の業務の方法についての苦情 及び問合せを処理していることになるのかの基準が不明確です。例えば、「契約代理業者の代理等に関する苦情及び問合せの処理を電気通信事業者が運営するコールセンター等で一元的に受付、処理し、当該代理業者がその旨を消費者に交付する書面、消費者向けの電子メール、ホームページ等に明記している場合」など、ガイドラインにおいて具体的な記載や例示が必要と考えます。

⑤ 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第3項第5号について

第二十二条の二のニ

3 五 提供される電気通信役務の内容(名称、第一項の区分による電気通信役務の種類 及び品質、提供を受けることのできる場所、緊急通報その他の当該電気通信役務に 係る制限がある場合には、その旨を含む。)

ガイドラインには「携帯電話サービス及び PHS サービスについて、サービスが利用できる場所に係る制限事項を説明しなければならないこととするものである」と規定されています。提供をできる場所の説明義務を負うのは携帯電話サービス及び PHS サービスの提供事業者に限られ、公衆無線 LAN は除く旨を省令に明記すべきです。

⑥ 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第3項第7号について

第二十二条の二のニ

3 七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける 者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

第7号に規定される経費には、回線使用料等当該他事業者が設定する料金も含まれます。当該料金の金額まで説明書面に記載すべきとなった場合、当該料金の改定がなされる度に書面の差替えを行わなければならず、事業者にとって多大なコスト負担となります。

第7号に規定される説明事項とは、「第6号に規定する電気通信サービスの提供に関する料金に含まれない経費がある旨、その主な料金項目」に限定され、その金額については記載不要である旨、明記すべきです。

⑦ 電気通信事業法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)第5項について

第二十二条の二のニ

- 5 法第二十六条の規定は、電気通信役務の提供に関する契約の締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当該各号に定める事項に関して行うものとする。
  - 一 電気通信役務の提供を受ける者からの申出により第一項各号に規定する電気通信 役務に関する提供条件(第三項各号に掲げる事項に限る。)を変更する場合であつて、 変更後の契約が変更前の契約と同じ号に規定する電気通信役務の提供に関するもの

第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

- 二 電気通信役務の提供を受ける者からの申出による提供条件の変更のうち、新たに 第一項各号に規定する電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるもの 第三項各号に掲げる事項
- 三 電気通信事業者からの申出により第一項各号に規定する電気通信役務に関する提供条件(第三項各号に掲げる事項に限る。)を変更する場合であって、電気通信役務の提供に関する料金の値上げその他当該電気通信役務の提供を受ける者にとつて提供条件が不利となるもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

提供条件の変更に関する説明は、第1号に記載の説明であれば「提供条件の一部変更の申し出があったとき」、第2号に記載の説明であれば「新たな種類の電気通信役務の提供に関する契約を締結するとき」、第3号に記載の説明であれば「提供条件の一部変更を行うとき」と説明時期を明確化すべきと考えます。

新サービスの追加等将来発生する事項に関する説明は不可能であることから、サービス提供条件の変更に伴う説明が申込時に実施できないのは明らかであり、サービス提供条件の変更に伴う説明はそれぞれの事由が発生した際に行えば足りることを明記いただきたいと考えます。

また、契約条件の変更を希望されるお客様に対する説明は、説明事項の記載された書面の交付と口頭による説明を原則とせず、事業者がお客様の利便性、手続の迅速性を考慮の上、柔軟に説明方法を選択できることとすべきと考えます。

契約条件の変更は、既に電気通信事業法第26条に基づく説明を受け、実際にサービスを利用しているお客様が行うものであり、サービス内容や提供条件についてご存知でない新規にサービスの申込を行うお客様とはサービスに関する知識やニーズが異なります。サービス提供条件の変更に伴う説明については、電子メールやウェブサイトへの掲示等により行うことが迅速な提供条件の変更を希望するお客様のニーズに合致し、結果としてお客様の利益に資するものであり、事実当社はウェブサイトや電話でのサービス変更手続を実施していますが、その利便性につきお客様から大変好評をいただいております。

サービス契約締結後、すでに当社のサービスをご利用いただいているお客様はメール 及びウェブサイトをご利用いただけるブロードバンド環境が整っており、サービス提供 条件の変更に関する説明を書面によって行う必要は全くありません。

よって、サービス提供条件の変更についての説明において書面の交付と口頭による説明を原則とすることは現実的ではなく、最もお客様の利便に適う方法(ウェブサイトや電話など)を選択できるよう省令への明記を希望します。

また、第3号に規定される「電気通信事業者からの申出により第一項各号に規定する 電気通信役務に関する提供条件(第三項各号に掲げる事項に限る。)を変更する場合」の 説明の対象は、新規に当社のサービスに申込みいただくお客様ではなく、既に当社のサ ービスをご利用いただいているお客様であると考えられますが、条文の文言上極めて不明確です。説明の対象を明記すべきです。

⑧ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン第3章3(「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容について)について(ガイドライン54ページ)

ベストエフォート型サービスである高速インターネット接続サービス(ADSLやIP電話など)に関するお客様の問い合わせや苦情について、その内容は多種多様であり、技術的な原因究明や顧客対応に時間がかかる問題が発生することもサービスの構造として潜在的に存在します。

また、当該お客様自身が問題点の一次的切り分けを行うことなく、事業者に入電するケースが多々見受けられます。当該トラブルの原因追及などを実施した結果、事業者のサービスに問題はなく、お客様のパソコンやお客様の利用環境、電話局とお客様との距離、利用する電話回線、などが原因であったケースなど、お客様側にトラブルが有因するケースも少なくありません。

お客様の問い合わせ内容も事業者に帰責する案件に限らず多岐に渡り、厳格に規定して対応することはきわめて困難です。よって、柔軟な対応が妥当であると考えます。

お客様の問い合わせ内容に応じて「迅速に対応する」という時間軸はそれぞれ異なり、 お客様の主観に依存せざるを得ない場面が多々存在することから、それらを一律に定義 すべきでないと考えます。

お客様対応といっても、電話による場合、書面による場合、お客様宅訪問による場合、など多種多様です。特に事業者から問い合わせの回答を行う際、事業者が迅速な回答を用意しても、1ヶ月以上もお客様側の原因で顧客に連絡が取れないケースなども多々存在します。それらを一律に「迅速に対応する」と、法的義務を課することは、対応不可能であり適当でないと考えます。さらに、お客様の問い合わせの内容によっては、他事業者への問い合わせが必要な場合もあり、当該他事業者の回答がなされないことを理由として当社がお客様に回答できない場合も考えられます。これらを踏まえ、第27条に規定される「適切かつ迅速な処理」とは、「お客様への最終的な回答に限定されず、問い合わせ対応の状況報告や回答可能時期の連絡も含む」旨をガイドラインに明記すべきです。

また、事業者が事業者の責任において提供したものについては問い合わせ範囲とするべきですが、本来事業者の責任範囲外のものについてまで含めた法的義務を課される理由はありません。実際には、例えば、パソコンの OS がフリーズした場合でも事業者へ架電したものを、当該顧客が納得するまで対応するケースも現実として存在しますが、実際上望ましいとは思われません。

したがって、事業者が事業者の責任において提供したサービスについては苦情範囲と

するべきですが、他事業者を含むものや他事業者のサービスそのものに関する苦情等、 その範囲でないものをいたずらに苦情の窓口となった事業者の責任とするべきではあり ません。

(4) 一種指定設備の指定の基準等 (電気通信事業法施行規則第23条の2)

(第一種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の二

3 法第三十三条第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

以下の例に述べるように何をもって電気通信回線の数とするのかが不明確です。

- ① 光ファイバが回線の途中で光カプラによって分岐されている場合の電気通信回線数が不明確です。
- ② 光ファイバがき線点RTで複数のメタル線に分岐する場合、電気通信回線の数は光ファイバの数を言うのか、それともメタル線の数を言うのかが不明確です。この場合は、メタル線の数を電気通信回線の数とすべきです。
- (5) 端末設備等の技術的条件を定めることができる電気通信事業者の範囲(電気通信事業 法施行規則第30条の2)

(端末設備等の接続の技術的条件を定める者)

第三十条の二 法第五十二条第一項の総務省令で定める他の電気通信事業者は、同項の 電気通信事業者との間で、総務大臣の認可を受けて同項の技術的条件を定めることを 合意している者とする。

基本的に技術条件の設定は、回線設置事業者との合意を条件に行うものではなく、国内 及び国際的な技術機関において定めのある場合、若しくはそれに適合する場合にも技術条 件の設定ができるようにすべきと考えます。

また、仮に合意を条件とする場合に於いても、「合意の定義」を明確にすべきであり、回 線設置事業者独自の理由により、技術的条件の設定を拒否してはならないことを明確にす べきです。

(6) 重要通信の確保のために事業者が講ずべき措置の内容(電気通信事業法施行規則第5 6条の2)

(重要通信の優先的取扱についての取り決めるべき事項)

第五十六条の二 電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、当該他の電気通信事業者との間で、次の各号に掲げる事項を取り決め

なければならない。

- 一 重要通信を確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止する こと。
- 二 電気通信設備の工事又は保守等により相互に接続する電気通信設備の接続点に おける重要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知する こと。
- 三 重要通信を識別することができるよう重要通信に付される信号を識別した場合は、当該重要通信を優先的に取り扱うこと。

重要通信の確保は電気通信事業者の公益性の観点から当然必要な事項であり、基本的に 改正案に賛成いたします。但し、今回の省令改正により新たに省令の対象となる電気通信 事業者には、重要通信の優先的取扱への対応に必要とする期間を考慮すべきと考えます。

(7) 報告を要する重大な事故(電気通信施行規則第58条)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係る ものを除く。)の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障に よるものを含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの
  - イ 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が三万以上のもの...
  - ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間が二時間以上のもの

現在、第一種電気通信事業に求められている内容であり、第二種電気通信事業者にとっては規制の強化となる内容です。このような規制強化を想定していなかった第二種電気通信事業者にとって、この改正案は電気通信設備の加入者収容設計に対する規制強化にもつながる恐れがありますので従来の規則を維持すべきです。

- 2. 電気通信主任技術者規則(案)に対する意見
  - (1) 電気通信技術者の選任を要しない場合 (電気通信主任技術者規則第3条の2)

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が専ら一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつてはその区の区域)であり、かつ、当該区域における利用者の数が三万未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

電気通信事業の事業エリアは必ずしも行政区域とは一致しておらず、また電気通信主任技術者の選任の要否をあまり小さなエリアをもって定めることは好ましくなく、事業用電気通信設備の設置の範囲が「一の市町村の区域を超えない区域」に加えて、「隣接する市町村の区域を超えない区域」

域」の場合も選任は不要とすべきであると考えます。

(2) 電気通信技術者の選任に関する事項 (電気通信主任技術者規則第6条)

## (資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に 関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の 下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範	囲
一 伝送交換主	法第四十一条第一	項及び第二項の電気
任技術者資格	通信事業の用に供	する伝送交換設備並
者証	びにこれらに附属する設備の工事、維	
	持及び運用	
二 線路主任技	法第四十一条第一	項及び第二項の電気
術者資格者証	通信事業の用に供す	る線路設備並びに
	これらに附属する設	備の工事、維持及
	び運用	

電気通信主任技術者は電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督する資格であると定められています。しかし、電気通信事業者が電気通信主任技術者を選任している場合であっても、その電気通信事業者が電気通信工事を行う場合には建設業法により電気通信工事業の免許を取得する必要があります。電気通信主任技術者を選任している場合には、その電気通信事業者が電気通信設備の工事を行うために電気通信工事業の免許を取得することは不要とするべきです。建設業法は道路や建物などの建造物を念頭に置いた法令と考えられ、特にMDF等の局内工事にまで建設業法による規制はするべきではないと考えます。

# 3. 事業用電気通信設備規則(案)に対する意見

#### (1) 適用対象の電気通信設備

事業用電気通信設備規則(案)は、現行法における第一種事業者が設置している電気通信設備に適用されるものであり、現行法における第二種事業者が設置している電気通信設備には適用されません。この考え方は全く適切であり、今後もこの方針が堅持されることが必要であると考えます。

(2) アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第二章第五節第二款)

アナログ電話の代替サービスとして提供するIP技術を用いた固定電話などを、アナロ

グ電話と同等レベルとして基準を設けることは、新規参入事業者にとって過大な負担を抱える恐れがあることから反対致します。

I P技術を用いたアナログ電話の代替サービスが必ずしも利用者にアナログ電話の代替サービスとして利用されるとは限りません。アナログ電話の代替となる環境を提供するサービスが全て同等の技術基準を必要とされると、そのサービスを提供する事業者の負担が過大になります。アナログ電話を代替する新しいサービスとアナログ電話は全く異なるものとして検討をする必要があると考えます。サービスをアナログ電話の代替として使用するかどうかは、ユーザーの選択に委ねるべきです。

- 4. 電気通信事業報告規則(案)に対する意見
- (1) 電気通信役務契約等状況報告等の報告頻度について(電気通信事業報告規則第2条)

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後二月以内(様式第一、様式第二及び様式第四によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一、様式第二及び様式第四によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

電気通信役務契約等状況報告等の報告頻度については、報告対象役務の多くが四半期毎とされていることについて賛成いたします。ただし、次の二項については考慮すべきであると考えます

- ① 事業者によっては規則どおりにデータを作成できない場合もあると思われるので、報告を義務としないこと。
- ② 加入電話、総合デジタル通信サービス、公衆電話、I P電話の各サービスの契約数等一部 の報告頻度は年一回となっているが、統計の整合性保持の観点からこれらについても四 半期毎とすべきこと。
- 5. 電気通信番号規則(案)に対する意見
- (1)固定電話番号の指定要件にある緊急通報の接続について(電気通信番号規則別表第二)

別表第二(第15条第2項関係)

電気通信番号の種別 5「第9条第1号に規定するもの」

要件 5 緊急通報が利用可能であること(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)。

① 固定電話用電気通信番号(地理識別番号)の指定要件に緊急通報対応が原則として付けられていますが、災害時等の通信手段の確保の責務は特定の事業者が負うものではなく、国民の安全にかかわる社会基盤の整備であるため、政府行政の義務の一つであると言えます。

この社会的コストを事業者のみが負担するべきものではないと考えます。

少なくとも災害時等の通信手段を提供したいと考える全ての事業者が、合理的な費用と労力で 実現できるようなルールを監督省庁、自治体等を含め横断的に整備するべきと考えます。

- ② 緊急通報の接続は、電気通信事業者が自ら回線や電気通信設備を用意する方法のほか、指 定電気通信事業者である NTT 東西の電話回線を経由して緊急通報着信者に接続できる状態 になっている等の代替機能により緊急通報が利用可能な場合も固定電話用電気通信番号の指 定要件を満足しているものとして頂くよう要望いたします。
- (2)事業者を識別する番号について(電気通信番号規則別表第一)

#### 別表第一

第一号(第5条第1項関係)

00X1X2 (X1 は 0、2 及び 9 を除く。)又は 002Y1Y2 ただし、X1X2 及びY1Y2 は、総務大臣の指定により第 5 条 第 1 項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

## 第二号(第5条第2項関係)

0091N1N2

ただし、N1N2は、総務大臣の指定により第5条第2項の電気 通信事業者ごとに定められる数字とする。

事業者を識別する番号として、電気通信回線設備を設置している事業者には4桁の00XY番号を付与し、電気通信回線設備を設置しない事業者には、6桁の0091N1N2番号を割り当てる方法は、事業者間の競争条件として公正ではありません。

4 桁の番号の方が、利用者に事業者を選択してもらう番号としては有利であり、電気通信事業者間の公正競争を確保する観点から、電気通信回線設備を設置していることを条件とはせずに、電気通信回線設備を設置しない事業者も公平に4桁の 00XY 番号が利用できる規則の制定を要望いたします。

#### (3)1XY 番号について

NTT 東西は営業窓口として利用することができるB分類の1XY番号である116を自社が提供する電話役務以外のフレッツ ADSL やBフレッツ等の営業窓口の番号としても利用しています。一方で、新規参入事業者は既に自社の加入者となった利用者に対しては、1XYを取得して営業窓口の番号を開設することが可能ですが、新規顧客獲得の営業窓口の番号としては、0AB~J番号や0AB0番号等を利用することが必要であり、4桁の覚えやすい番号を使用してフレッツ ADSL やBフレッツ等の営業活動ができるNTT東西は、新規参入事業者に比べ有利な立場にあります。

1XY番号については、直加入型のサービスを提供している事業者に対して1XY番号を付与す

るだけでなく、NTT 東西と新規参入事業者の間で公正な競争条件が確保できるような配慮を要望いたします。

平成 10 年 電気通信番号研究会報告書においては、B分類の1XY番号については、3桁目までを番号として大枠で用途設定した上で、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、4桁目以降は事業者の創意工夫で使用するものとされていますが、今回の省令改正においてもB分類の1XY番号の利用拡大については、規定がなされていません。 B分類の1XY番号の利用拡大を早急に実施し、NTT 東西と相互接続し、電話サービス以外のDSLサービスやFTT Hサービス等でNTT東西と競争関係にある接続事業者に対しては、NTT 東西の加入者が接続事業者の設定したB分類の3桁あるいは4桁の1XY番号ダイヤルした場合には、当該事業者に接続できるルールの制定を要望いたします。

以上